公告 第 t057 号
令和8年10月23日

公　　告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　清田　哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6K6Z12A00570	6K761A00305 0001		

品名　または　件名
分電盤新設の役務
部品番号　または　規格
仕様書のとおり
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						

納地または工事場所	引渡場所
市ヶ谷	シ通団　付隊（Ｂ２棟８Ｆ）
搬入場所	納期または工期
調整先：吉本２曹（内線４２０９７）	令和9年3月26日（金）

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/）

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年11月6日（金）10時00分　中央会計隊入札室（Ｅ―１棟　６Ｆ）

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
（1）入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（2）契約書の作成
ア　作成する。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
イ　適用する条項
駐屯地用標準契約書
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

（3）その他
ア　競争参加資格の年度は令和０７・０８・０９年度とする。
イ　入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ　郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、令和８年１１月５日（木）１７時までに担当者必着分を有効とする。
エ　代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ　入札に参加希望者は、令和８年１１月５日（木）までに現場確認を実施すること。
　令和８年１１月４日（水）１２時までに「資格審査結果通知書（写）」及び
　「参考見積書（様式随意）」を提出すること。（メール又はＦＡＸ可）
カ　郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
キ　その他の項目については別紙による。
ク　不明事項等の問い合わせ先
　162-0845　東京都新宿区市谷本村町5-1
　中央会計隊契約科第２契約班　前原　　(TEL：03-3268-3111内線47566)
　　(FAX：03-5269-5135(直通))
　　(rikuzi2-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp)
　仕様書に関する問い合わせ先
　システム通信団本部付隊　　吉本　　(TEL：03-3268-3111内線42097)

　現場確認に関する問い合わせ先
　システム通信団本部付隊　　中川　　(TEL：03-3268-3111内線42095)

別紙

1　競争に参加する者に必要な事項

（1）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令１６５号）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

（3）大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

（5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

（6）第４号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、入札及び契約心得第３章第１２項第２号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

（7）下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、２次下請負以下も同様とする。

2　入札の無効

（1）第１項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。

（2）入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。

（3）電報及び電話による入札。

（4）暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3　違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

入 札 書

調達要求番号	6K761A00305	契約実施計画番号	6K6Z12A00570

金 額　￥　　（税抜）

品　　名	規　　格	単位	数量	単 価	金　額
分電盤新設の役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以 下 余 白				
納　入　場　所	市ヶ谷	納　期		9.3.26	
契　約　保　証　金	免除	見積書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8年 11月 6日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長　　清田 哲也　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

調達要求番号：６Ｋ７６１Ａ００３０５

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
分電盤新設の役務		Ｃ５ＣＳ－Ｃ０００００３３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和　８年　９月１８日
		変　更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	システム通信団本部付隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，作戦室内新設役務（以下，“本役務”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

1.3.2　関連文書

a)　法令等

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

本役務は，Ｂ棟８階システム通信団作戦室に分電盤の新設を行うものとする。

2.2　作業内容等

作業内容は、Ｂ棟８階システム通信団作戦室において、電源新設の役務作業を実施する。作業に際して、契約後速やかに、詳細現場調査を実施の上、官側担当と協議し作業計画を提出すること。詳細作業内容等は，**表１**による。

表1－作業内容等

番号	作業内容等	設置場所等	規格等	数量	備考
1	分電盤工事	B棟 9F～8F	・分電盤新設 3φ3W100V50AT/分岐20AT×6回路 ・分電盤幹線：９階電気室から敷設 ・最大負荷容量：5Kva ・負荷回路：別途機器設置業者との調整を実施すること ・承諾図：契約後担当者と調整の上、図書提出後承認を受けて、製造すること（分岐回路、容量他）	1式	**図１， 図２， 図３ 図４**
1-2	電源ケーブル	B棟 9F～8F	ＥＭ－ＣＥＴ３８ＳＱ又は、ＣＶ３８－３Ｃ又は、同等以上	120m	
1-3	接地線	B棟 9F～8F	ＥＭ－ＩＥ５．５ＳＱ又は、ＩＶ５．５又は、同等以上	120m	
1-4	既設防火区画	B棟 9F～8F		5箇所	
1-5	ＭＫダクト	B棟8F 作戦室	６号ホワイト、2m	1本	
1-6	電源ケーブル	B棟8F 作戦室	ＶＶＦ２．０－３Ｃ	45m	
1-7	ハーネスジョイント	B棟8F 作戦室	２分岐	6個	
1-8	０Ａタップ	B棟8F 作戦室	４口、ハーネス仕様、コンセント口（赤）	6本	

2.3 役務実施場所

システム通信団本部付隊（市ヶ谷）とする。

なお，役務実施場所の中に立入禁止区域が含まれる場合には，立入申請を行うものとし、細部はシステム通信団本部付隊との調整を行うものとする。

2.4 役務期間等

分電盤新設に関する役務期間の細部は、官側との調整による。

なお，役務実施日は，平日とし，概ね午前８時３０分～午後５時００分までの休憩時間等の非稼働時間を除いた実働時間とする。ただし，必要に応じ時間外の役務作業を認めるものとする。その場合は，事前に監督官にその旨を申し出て指示に従うものとする。

2.5 サプライチェーン・リスクへの対応

ＩＴ利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.1.1による。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は，要求事項を満足していることを確認するために必要な試験を実施し，試験終了後速やかに，試験結果を提出するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類は，**表２**による。

表２－提出書類

番号	品名	数量	提出時期	提出先	注記
1	工程表	１部	契約締結後，速やかに。	システム通信団本部付隊（市ヶ谷）	様式は，任意とする。
2	作業日報	１部	毎日作業終了後		様式は，別に示す。
3	作業報告書	１部			
4	試験結果	１部	完了後，速やかに。		様式は，任意とする。

4.2 治具及び材料等

本役務に必要な治具及び材料等は，契約の相手方が準備するものとする。また，本役務を実施するために必要な所要の申請は，契約の相手方が実施するものとする。

4.3 養生

契約の相手方は，本役務の履行にあたり，施設などを破損することのないよう，養生に努めるものとする。

なお，万一破損した場合は，契約の相手方の責任で，費用負担により原状回復するものとする。

4.4 廃材の処置

本役務の履行により生じたケーブル，工事用部材などの廃材については，契約の相手方が処分するものとする。

なお，細部は，官側の指示による。

4.5　無償貸付品

無償貸付品は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の５によるものとし，官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることができる。

4.6　秘密保全

秘密保全は，次による。

a)　契約の相手方は，本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。契約履行後も同様とする。

b)　駐屯地内での行動は，駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし，作業地域以外への立入りを禁止する。

なお，やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には，官側に申し出て，指示を仰ぐものとする。

4.7　官側の支援

契約の相手方は，本契約の履行に当たり，官側が認める場合，次の事項について所要の支援を受けることができる。

a)　駐屯地施設の立入り及び施設の利用

b)　電力，用水などの使用

c)　本役務に必要な機器の使用

d)　必要な資料などの提示

e)　その他官側が必要と認めた事項

4.8　不具合の処理

本役務の履行に当たり，不具合が発生した場合は，速やかに担当官の指示を受けるものとする。

4.9　仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

4.10　現場確認

契約の相手方は，入札前日までに現地において事前に現地確認を実施した者とする。なお、事前の現場確認日程等調整はシステム通信団本部付隊・隊本部班（電話 03-3268-3111 内線 42095）と行い入札前日までに現場確認を実施するものとする。

電源系統図

図 1

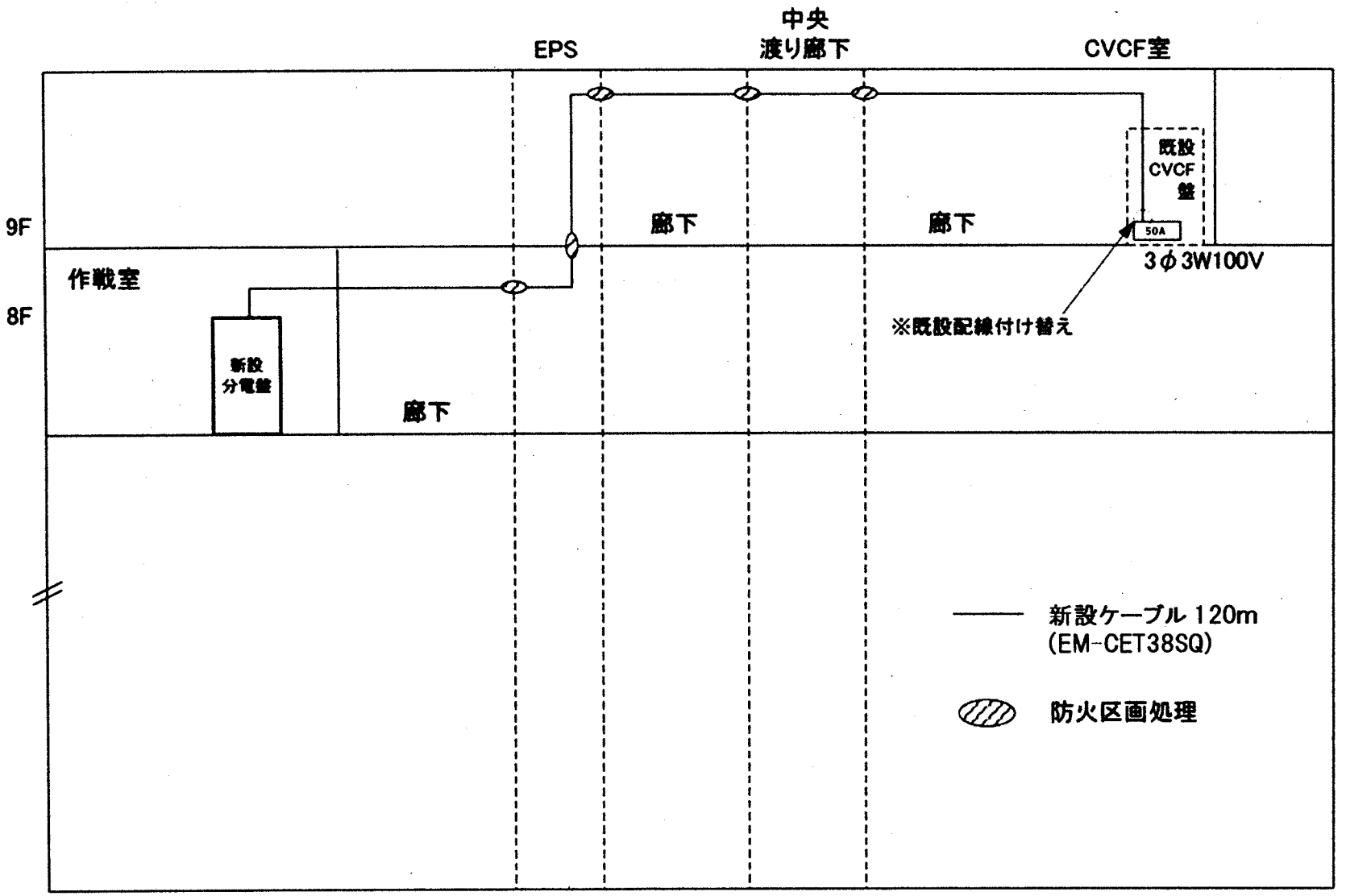
中央
渡り廊下
EPS
CVCF室
既設
CVCF
盤
9F
廊下
廊下
50A
3φ3W100V
作戦室
8F
※既設配線付け替え
新設
分電盤
廊下
新設ケーブル 120m
(EM-CET38SQ)
防火区画処理

図２

電源経路図（Ｂ棟８階）

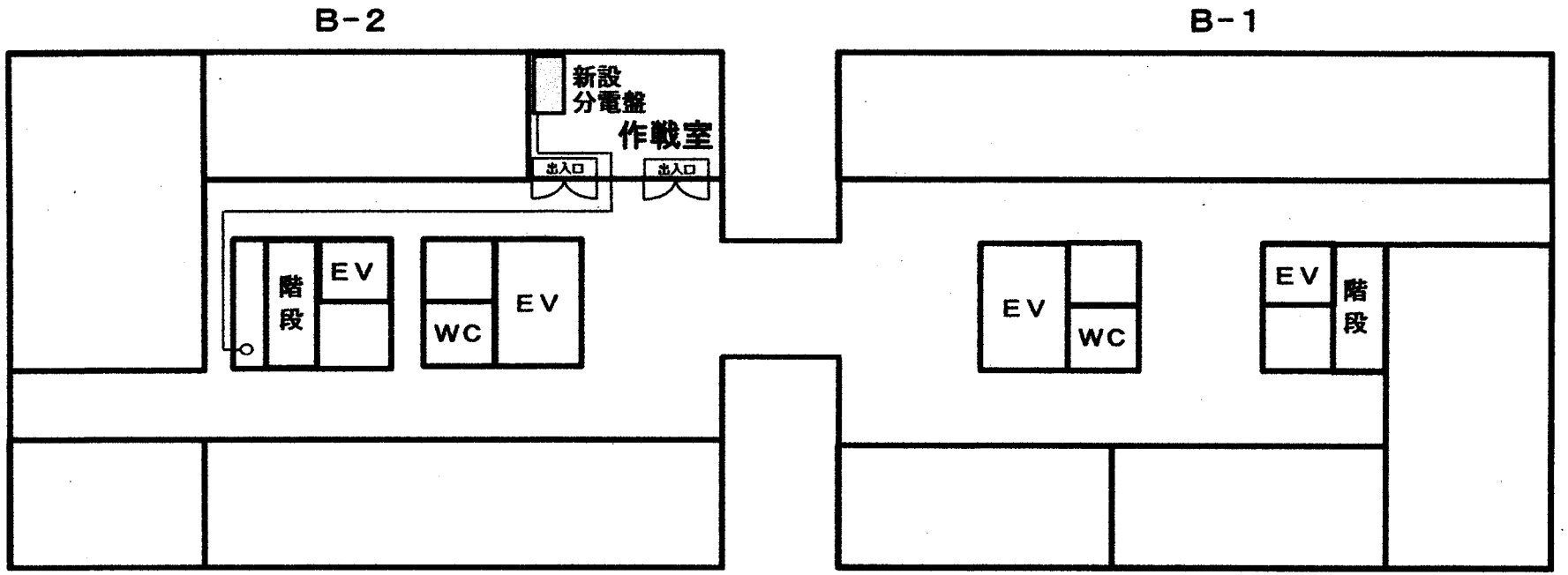

図３

電源経路図（Ｂ棟９階）

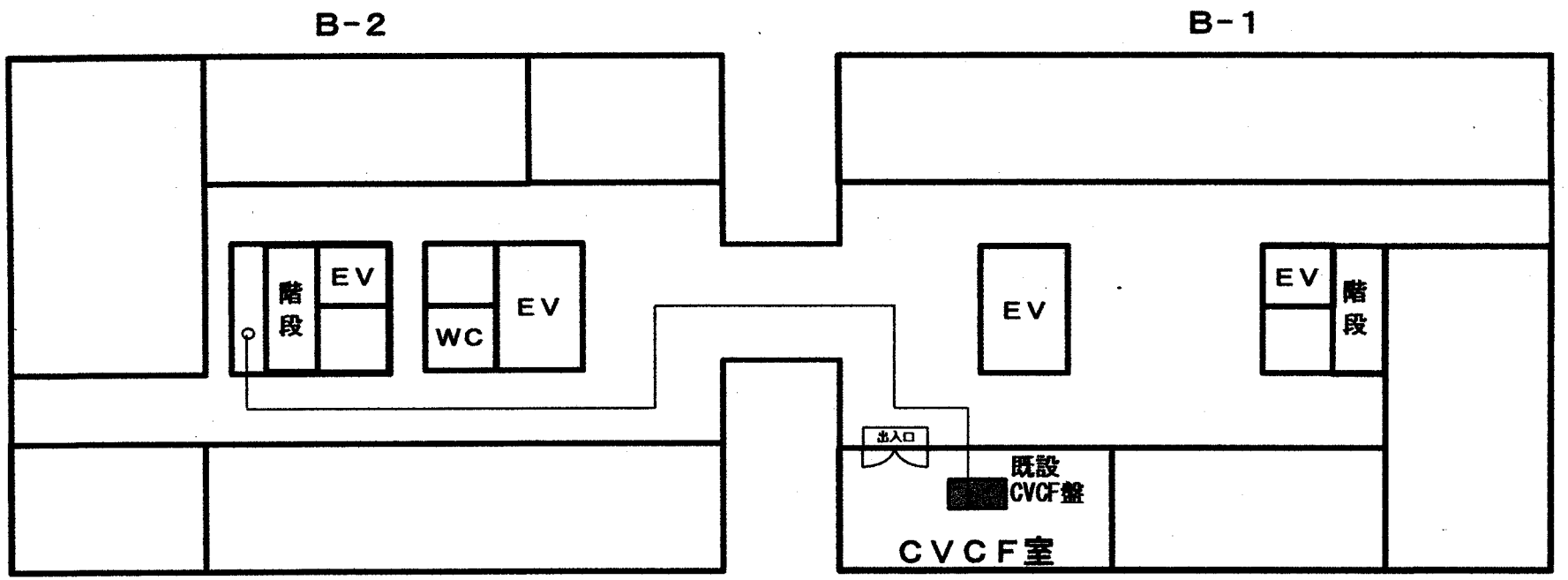

図４

電源系統図（作戦室）

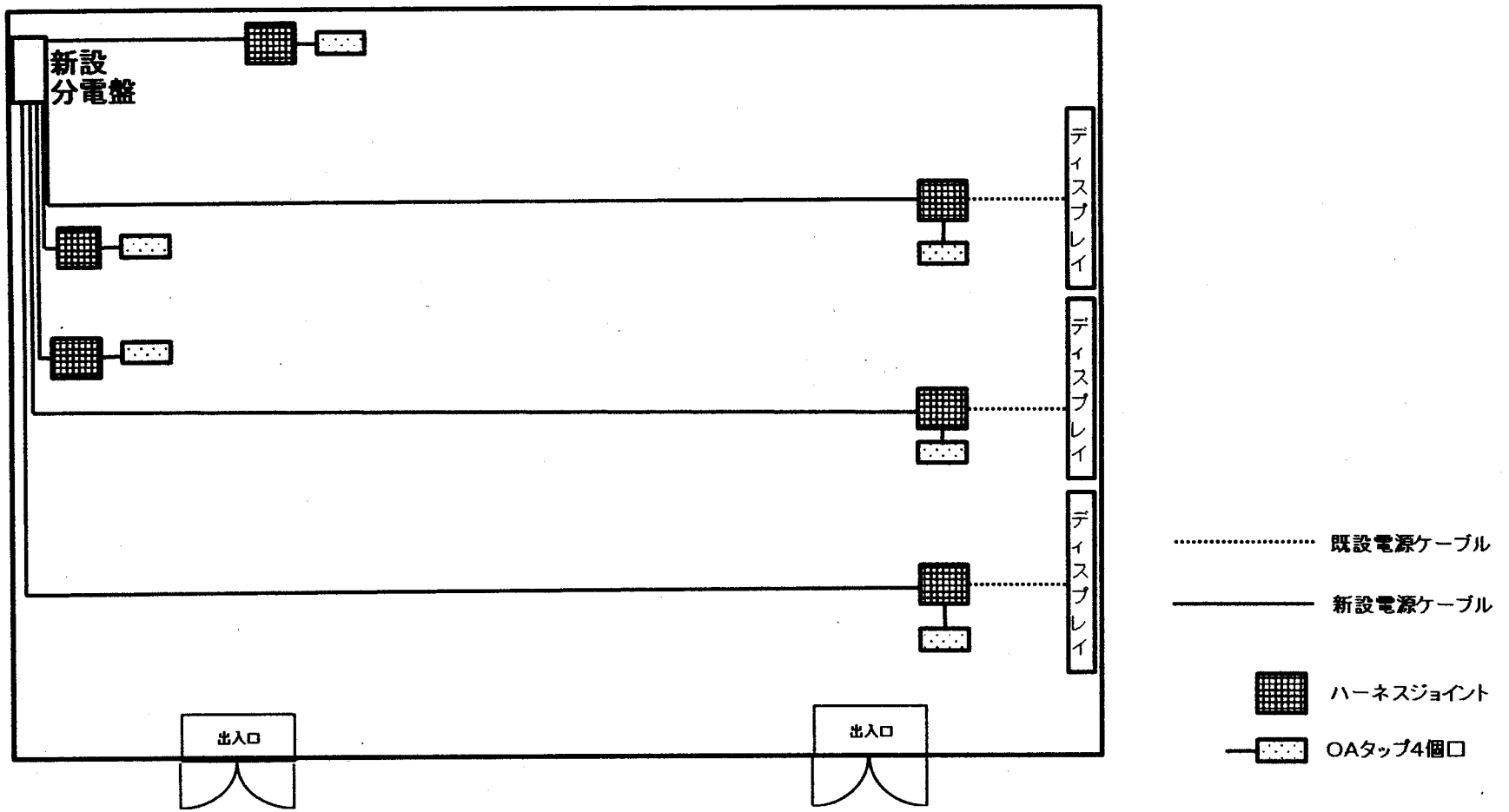
新設
分電盤
ディスプレイ
ディスプレイ
ディスプレイ
出入口
出入口
既設電源ケーブル
新設電源ケーブル
ハーネスジョイント
OAタップ4個口